

○湖西市企業立地促進条例施行規則

平成18年3月24日

規則第13号

改正 平成18年11月13日規則第53号

平成28年2月2日規則第1号

平成30年3月7日規則第8号

令和3年3月30日規則第21号

令和4年1月20日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖西市企業立地促進条例（平成18年湖西市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則による用語の意義は、条例の例による。

(端数計算)

第3条 条例第3条に規定する奨励金の額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(新規雇用者の雇用期間等)

第4条 指定事業者は、条例第3条第1項第3号に規定する雇用奨励金の交付の対象となった新規雇用者を、新事業所での業務を開始した後、1年以上雇用することを原則とする。

2 指定事業者は、新規雇用者を含め、業務を開始する時の従業員の数、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(奨励金の交付の指定の申請)

第5条 条例第5条の規定により、指定を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、新事業所での業務を開始する日の60日前までに指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 企業等概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 法人に係る登記事項証明書及び印鑑証明書
- (4) 定款又は規約
- (5) 直近の市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 新事業所の土地に係る登記事項証明書

- (7) 土地売買契約書及び建物の取得に係る工事請負契約書の写し
- (8) 雇用者数一覧表及び補助対象従業員名簿
- (9) 用地を取得した日の属する月前の1年間分の公共職業安定所の事業所台帳異動状況照会の写し
- (10) 事業計画を証する図面（位置図、公図写し、工場配置図、工場平面図・立面図等）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（指定等の通知）

第6条 市長は、条例第5条の規定により指定を決定したときは、指定通知書（様式第4号）により、指定の申請を却下するときは却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（指定の変更）

第7条 指定事業者は、指定申請書及び添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第3号）
- (2) 第5条各号（第2号を除く。）に掲げる書類で変更があったもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

（指定の変更の承認）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、その結果を変更承認・不承認通知書（様式第7号）により指定事業者に通知するものとする。

（事業実施書等の提出）

第9条 指定事業者は、新事業所での業務を開始した日（以下この条において「業務開始日」という。）から60日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施書（様式第3号）
- (2) 新設等のため新たに取得した固定資産を証する契約書の写し
- (3) 償却資産種類別明細書の写し
- (4) 雇用者数一覧表及び補助対象従業員名簿（業務開始日の属する月の末日の実績）
- (5) 公共職業安定所の事業所台帳異動状況照会及び雇用保険被保険者台帳の写し
（業務開始日の属する月の翌月以降に取得したもの）
- (6) 新事業所の土地に係る登記事項証明書（業務開始日以降に取得したもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（奨励金の交付の申請）

第10条 指定事業者は、条例第3条第1項第1号の設置奨励金の交付を受けようとするときは、企業立地促進奨励金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) 前年度分の課税資産明細書の写し
- (2) 前年度分の償却資産種類別明細書の写し
- (3) 直近の市税の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 指定事業者は、条例第3条第1項第2号の用地取得奨励金又は同項第3号の雇用奨励金の交付を受けようとするときは、企業立地促進奨励金交付申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する申請は、新事業所での業務を開始した後、当該新事業所に対して賦課した固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度から奨励金の交付が終了する年度まで毎年度行うものとする。

（奨励金の交付の決定）

第11条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を企業立地促進奨励金交付決定・不決定通知書（様式第9号）により指定事業者に通知するものとする。

（指定の取消しに係る通知）

第12条 市長は、条例第6条第1項の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第10号）により指定事業者に通知するものとする。

（指定事業者の地位の承継）

第13条 条例第8条の規定により指定事業者の地位を承継した者は、当該承継のあった日から30日以内に、指定承継申請書（様式第11号）に地位の承継を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を指定承継承認・不承認通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月13日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月2日規則第1号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の湖西市企業立地促進条例施行規則第4条第2項の規定は、平成28年以後の年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月7日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第21号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

指 定 申 請 書

年 月 日

（宛 先）湖西市長

申請者

所在地（住所）
名 称
代表者（氏名）
連絡担当者
T E L

〈子会社等が業務を行う場合〉

業務を行う企業
所在地（住所）
名 称
代表者（氏名）
連絡担当者
T E L

湖西市企業立地促進条例施行規則第5条の規定により、企業立地促進奨励金の交付の指定を下記のとおり申請します。

記

子会社等が業務を行う場合の役割分担	親会社		子会社等	
	新事業所の用地取得			
新規雇用				
設備投資				
新事業所の名称				
新事業所の予定地				
事業の種類				
種 別	新 設	増 設	移 設	

設備投資額の 予定額	資産の種類	面積 (m ²)	金額 (円)
	家屋		
	償却資産		
	合計		
新規雇用者予定数	人		
新事業所用地面積	m ²		
新事業所用地取得額	円		
資本金の額	円		
全従業員数	人		
工事着手(予定)日	年 月 日		
工事完了(予定)日	年 月 日		
事業開始予定日	年 月 日		

※子会社等が業務を行う場合の添付書類

- ・親子会社等の中の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等の中の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等の中のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による事業全体の事業計画書
- ・親子会社等による事業全体の収支予算書

様式第2号（第5条関係）

企業等概要調書

1 企業等の名称

2 代表者

3 企業等の沿革

4 資本（出資）金 円

5 従業員数 人
（うち障害者数 人）

6 業種

(1) 主要製品

(2) 主要取引先

7 本社所在地（TEL）

8 工場等所在地（TEL）

9 最近3期の業績

貸借対照表

(百万円)

	年 月	年 月	年 月		年 月	年 月	年 月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建設仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書

(百万円)

	年 月	年 月	年 月
売上高			
売上原価			
販売費及び 一般管理費			
内研究 開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期 利益			
税引後当期 利益			

財務指標

	年 月	年 月	年 月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利 益率			
売上高経常利 益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

		本 社				
土 地		m ²				
建 物	工 場					
	研 究 所					
	事 務 所					
	そ の 他					
	計					

※子会社又は関連会社と共同して業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

様式第3号（第5条、第7条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実施書）

- 1 新事業所の名称
- 2 新事業所の予定地
- 3 計画概要
- 4 設置（予定）日

用地取得日	年 月 日
事業着手（予定）日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

- 5 従業員雇用計画（実績）

	県内全雇用		新事業所	
	正従業員 (うち市内居住者)	パート タイマー (うち市内居住者)	正従業員 (うち市内居住者)	パート タイマー (うち市内居住者)
前1年間の平均	()	()	()	()
業務開始(予定)日の 属する月末	()	()	()	()

(注)

- 1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）であって、県内居住者人数を記入すること。
- 2 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

6 雇用及び生産計画

	県内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生產品目	1 生産量 (/月) 2 生産額 (百万円/月) (該当する番号を○で囲 むこと)
前 1 年間の平均				
後 1 年目の平均				
後 2 年目の平均				
後 3 年目の平均				

(注)

- 1 湖西市企業立地促進条例別表第1 製造事業及び物流関連事業の項(4)イに該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年目の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生產品目は、県内全事業所で生産される主な品目を記入すること。

7 投資計画（実績）

		金額
土	地	m ² 円
建 物	事業用	m ²
	その他	m ²
	計	m ² 円
そ の 他	(機械設備等)	
	(その他)	
	計	
合		計 円

8 資金調達計画（実績）

		金額	摘要
自己資金		円	
借 入 金		円	
	計	円	
補助金等		円	
合		計 円	

9 工場等の新設により地域に及ぼす社会的波及効果

指定通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



年 月 日付けの申請について、湖西市企業立地促進条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり企業立地促進奨励金の交付の指定をしたので通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 新事業所の所在地
- 3 新事業所の名称
- 4 指定事業者名
- 5 事業の種類
- 6 種別
- 7 指定の条件

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、

この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

却下通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



年 月 日付けの申請について、審査の結果、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

- 1 新事業所の所在地
- 2 新事業所の名称
- 3 却下の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第7条関係）

変更承認申請書

年 月 日

（宛 先）湖西市長

申請者 所在地（住所）
名称
代表者（氏名）
連絡担当者
TEL

年 月 日付けで提出した指定申請書に記載した事項に変更がありましたので、湖西市企業立地促進条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号
- 2 変更した指定申請書記載事項

	変更前	変更後
指定申請書記載事項		

- 3 変更理由
- 4 添付書類

様式第7号（第8条関係）

変更承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



年 月 日付けの変更申請について、湖西市企業立地促進条例施行規則第8条の規定に基づき下記のとおり承認・不承認としましたので通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 承認内容
- 3 その他
- 4 不承認の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号 (第 10 条関係)

企業立地促進奨励金交付申請書

年 月 日

(宛 先) 湖西市長

申請者 所在地 (住所)
名称
代表者 (氏名)
連絡担当者
T E L

年度分の企業立地促進奨励金の交付を受けたいので、湖西市企業立地促進条例施行規則第 10 条第 項の規定により申請します。

記

指 定 番 号		
交 付 申 請 額	設 置 奨 励 金	円
	用 地 取 得 奨 励 金	円
	雇 用 奨 励 金	円
	合 計	円
備 考		

様式第9号（第11条関係）

企業立地促進奨励金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



年 月 日付けで申請のあった企業立地促進奨励金について、下記のとおり交付すること・交付しないことに決定したので通知します。

記

指 定 番 号		
交 付 申 請 額	設 置 奨 励 金	円
	用 地 取 得 奨 励 金	円
	雇 用 奨 励 金	円
	合 計	円
備 考		

不交付の理由

(教示)

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



下記の理由により企業立地促進奨励金の交付の指定を取り消したので通知します。

記

1 指定番号

2 取消しの理由

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 11 号（第 13 条関係）

指定承継申請書

年 月 日

（宛 先）湖西市長

申請者 所在地（住所）
名称
代表者（氏名）
連絡担当者
TEL

指定事業者の地位を承継したので、湖西市企業立地促進条例施行規則第 13 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

指 定 番 号	
被承継者の所在地（住所）、名称、代表者（氏名）	
承継者の所在地（住所）、名称、代表者（氏名）	
承 継 の 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

様式第 12 号（第 13 条関係）

指定承継承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

湖西市長



年 月 日付けの指定承継申請について、湖西市企業立地促進条例施行規則第 13 条の規定により、下記のとおり承認・不承認としましたので通知します。

記

指 定 番 号	
被承継者の所在地（住所）、名称、代表者（氏名）	
承継者の所在地（住所）、名称、代表者（氏名）	
承 継 の 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

不承認の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖西市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表する者は、湖西市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

